

転居に関連するおもな手続き

※税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります
「★」マークのある項目は、振興事務所でも受付しています。

	下記にあてはまる方は同一世帯にいらっしゃいますか？ ※該当のお手続きをご自身で確認してください。	手続き	必要なもの	ご自宅 手続き 可能	該当	受付窓口	受付済
住所・戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方 (転居される方全員分)	カードの住所変更	マイナンバーカード				
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、 新住所あてにお知らせします。 ※新住所を追記します。 ※新住所のみ記載したカードをご希望の場合は 再申請が必要です。	※再申請を希望する場合は受付窓口 にてご相談ください			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります	—	—		—	—
保険・年金	国民健康保険に加入している方	国民健康保険証の交付	旧住所の国民健康保険証				
	→70歳から74歳までの方 →	保険証兼高齢受給者証の交付	旧住所の国民健康保険証兼高齢受給者証				
	→各種認定証をお持ちの方 →	認定住所の変更	①旧住所の限度額適用認定証 ②旧住所の限度額適用証 ③標準負担額減額認定証 ④旧住所の特定疾病療養受療証など			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付	旧住所の後期高齢者医療保険証				
	→各種認定証をお持ちの方 →	新しい認定証の交付	①旧住所の限度額適用・標準負担額 減額認定証 ②旧住所の特定疾病療養受療証など				
年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ	※住民票コードが「未収録」の方は 窓口にてご相談ください。					
※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送となる場合があります。							
高齢	介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の住所変更 保険証を回収し、後日新しいものを郵送します。	介護保険証等			地域包括ケア課★ (ハートピア古川) ☎0577-73-6233 保険証の回収は市民保 健課で可能です	
障がい	障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳など ※同意書や認印が必要な場合があります。			総合福祉課 ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-7483	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口にてご相談ください。				
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	福祉医療費受給者証の住所変更	福祉医療費受給者証 →(交付されている方)			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
↑家族介護手当が対象外になる場合があります							
子ども	小学生・中学生のお子さんがいて、通学区域が変わる方	転校手続き	—			学校教育課 (西庁舎2階) ☎0577-73-7494	
	児童手当を受給している方 (0歳～中学生)	※手続きは必要ありません	子どもの健康保険証 (子どもと別居しているとき)				
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要	※公務員世帯の方は勤務先へ申請してくだ さい。			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	福祉医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～中学生)	福祉医療費受給者証の住所変更	福祉医療費受給者証				
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所変更	—			子育て応援課 ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-2458	
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口にてご相談ください			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	福祉医療費受給者証の住所変更	福祉医療費受給者証				
税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	水道・下水道等異動申請書(兼届出書)	①本人確認書類 ※場合によって再開栓手数料が必要です			水道課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-7484	
	税や料等の納付について相談される方	納付相談	—			税務課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-3742	
その他	市営住宅を退去される方	市営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合は必ず届出が必要 です。 ※受付窓口にてご相談ください。			建築住宅課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-0153	
	市営住宅に同居される方	市営住宅の同居手続き					
	同報無線の無償貸与を受けている方	防災行政無線個別無線の変更	—			危機管理課 ★ (本庁舎2階) ☎0577-62-8902	
	ゴミの出し方のご案内	ごみの出し方パンフレット	※お住まいの自治区により ごみの出し方が異なります。			環境課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-7482	
	犬を飼っている方	犬の登録	①鑑札 ②狂犬病予防注射済票				



飛驒市役所

〒509-4292 岐阜県飛驒市古川町本町2番22号

開庁時間 あさ 8 時 30 分 ~ 夕方 5 時 15 分

窓口受付時間 あさ 9 時 00 分 ~ 夕方 4 時 30 分

土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです。

お電話を担当者へ
お繋ぎいたします

各支所でも各種手続きができます。
 なお、支所では受付していないものがありま
 す。内側の表でご確認ください。

市役所代表番号
0577-73-2111



手続きチェックシート

転居

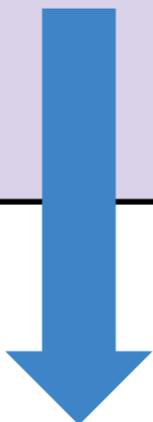
飛驒市内で引越しされる方へ

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>



そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人
確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。